令和２年度　あさぎり町地域防災計画の主な修正内容

あさぎり町地域防災計画　令和2年度修正案の概要

主な修正項目

内容の修正

（1）防災基本計画修正（R1.5）及び県地域防災計画の反映

①南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
②県防災情報共有システムの活用
③避難所外避難者把握の仕組みづくり
④避難所における感染症予防等の対策

（2）町独自の修正

①避難所の運営について「避難所運営委員会」等の設立
②災害対策本部　衛生対策部内に「要支援者対応班」を設置

（１） 防災基本計画修正（R1.5）及び県地域防災計画の反映

①「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定・・【計画　P137～】

あさぎり町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、本計画を策定する。また令和元年５月国の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合等、巨大地震発生の可能性が高まった場合に気象庁が**「南海トラフ地震臨時情報」**を発表することが示された。このため「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の防災対応についても記載した。

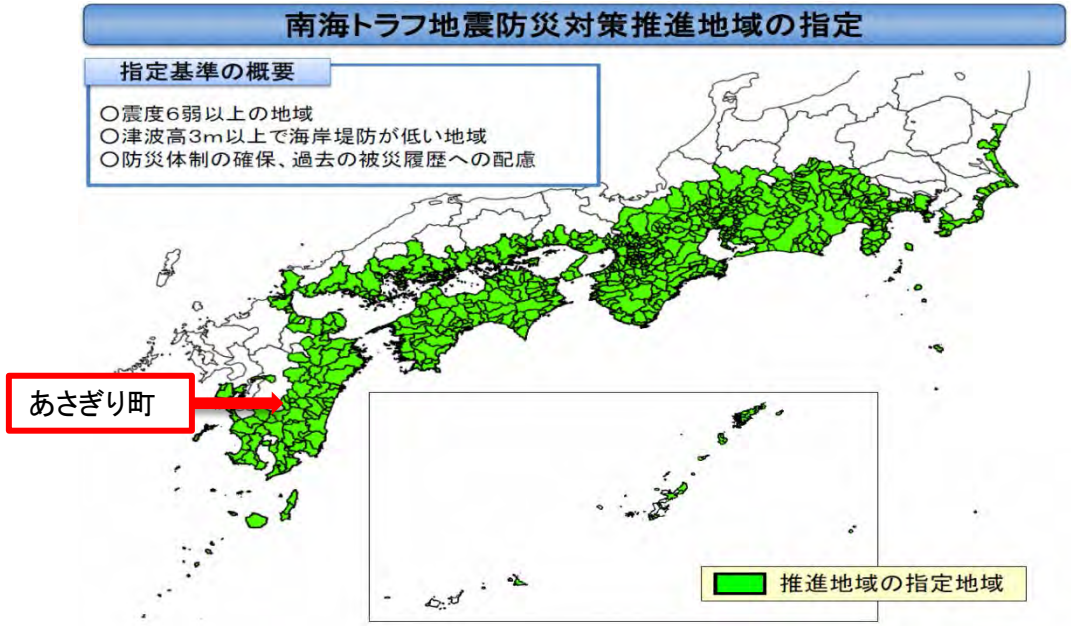

「あさぎり町地域防災計画」は、南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号。以下「南海トラフ特措法」という。)第５条第２項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包括するものである。

（１） 防災基本計画修正（R1.5）及び県地域防災計画の反映

①「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定・・【計画　P137～】

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおり。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

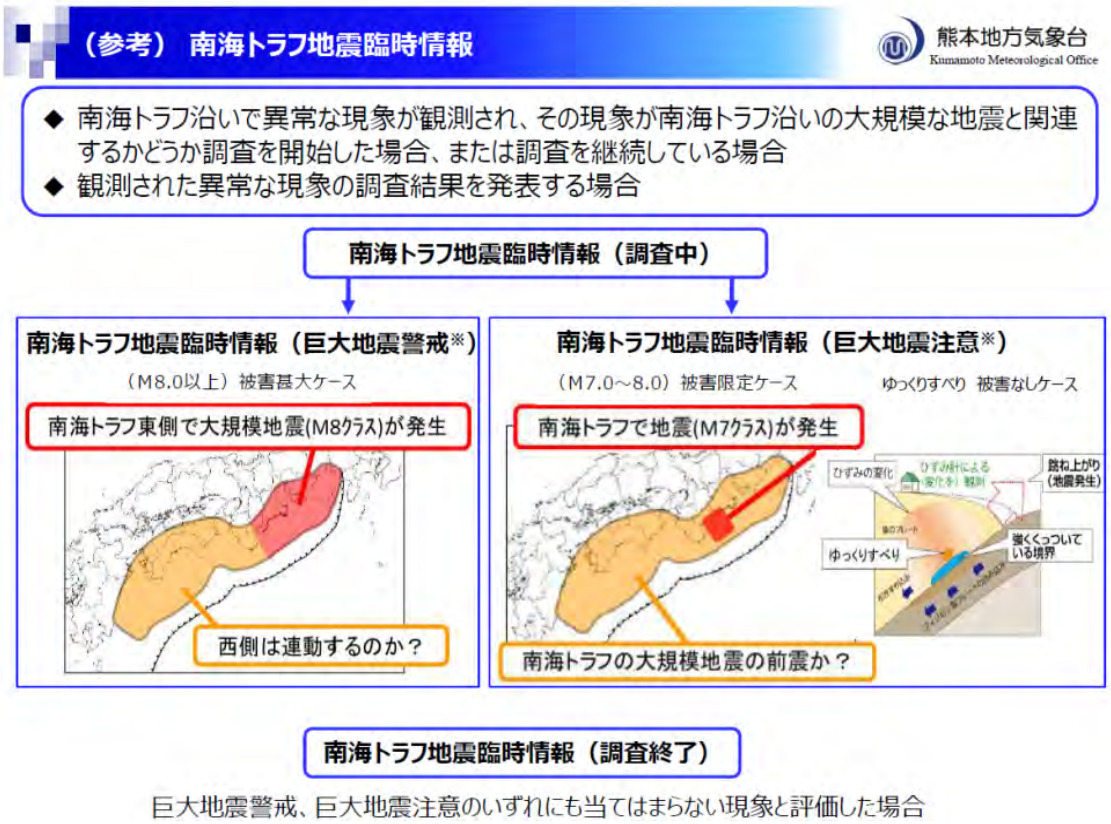

（１） 防災基本計画修正（R1.5）及び県地域防災計画の反映

①「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定・・【計画　P137～】

■<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>が発表された場合における町の災害応急対策に係る措置

●必要な体制の準備、情報収集
●防災関係機関、町民等への情報伝達

■<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表された場合における災害応急対策に係る措置

●土砂災害警戒区域や住宅倒壊の恐れのある町民等に対し、
<u>避難勧告（南海トラフ地震事前避難）</u>を発令する。
●災害対策本部の設置

●避難所の開設をはじめとした応急措置を講じる

●災害応急対策をとるべき期間
・・M8.0以上の地震発生から1週間　警戒

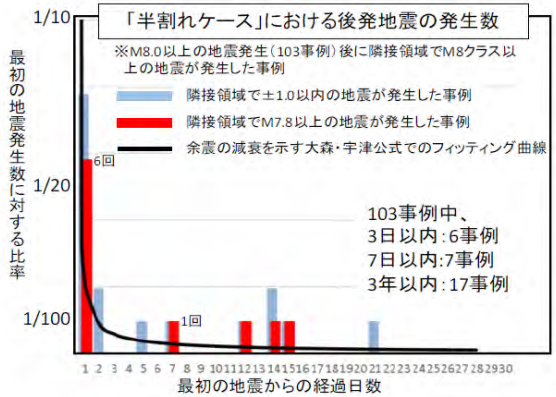

図 3　半割れケースにおける後発地震の発生数

M8.0 以上の地震発生後に隣接領域で M8 クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度（7事例／103 事例）<u>通常の 100 倍程度の頻度</u>

※通常
「30 年以内に 70～80％」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

使用したデータ：
・青線：ISC-GEM の震源カタログ（Version 4.0）
・赤線：同 Version 5.1 の 1904 年～2014 年のデータ
※「隣接領域」：最初の地震の震源から 50km 以上 500km 以内

（１） 防災基本計画修正（R1.5）及び県地域防災計画の反映

①「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定・・【計画　P137～】

■<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>が発表された場合における町の災害応急対策に係る措置

●町民等に対し、地震への備えを再確認する旨の呼びかけ
●施設・設備等の点検等を実施し地震への備えについて再確認

②県防災情報共有システムの活用・・【計画　P９７～】

■<u>熊本県防災情報共有システムの活用</u>

本システムを活用し、災害情報の確実・迅速な伝達や防災関係機関間での円滑な情報共有を図る旨を明記
※令和2年度から運用開始

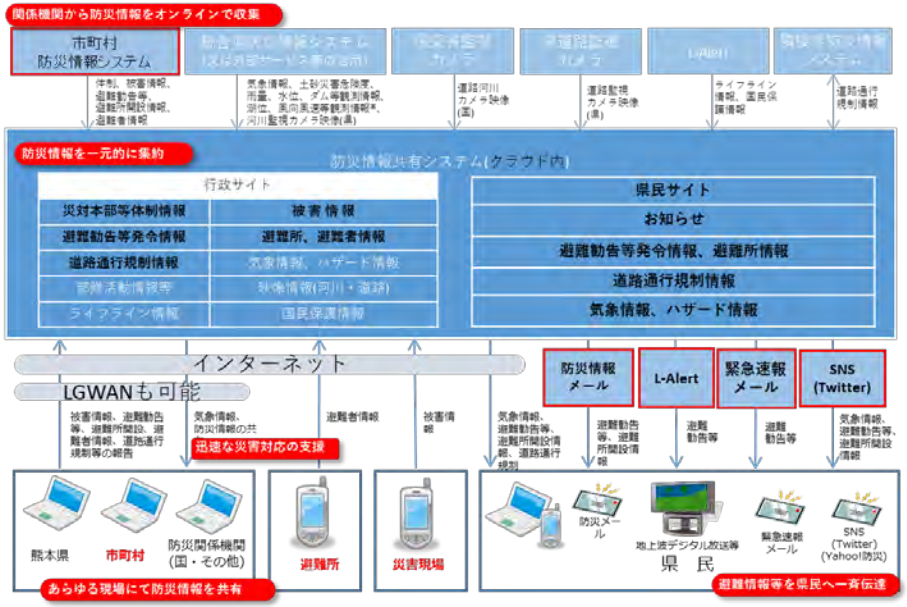

熊本県防災情報共有システムの概要

（１） 防災基本計画修正（R1.5）及び県地域防災計画の反映

③避難所外避難者把握の仕組みづくり ・・【計画 Ｐ１１４～】

●避難所外避難者の点在を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者の把握のための具体的な対策（避難状況を自ら報告する仕組みやNPO等と連携した把握体制の整備等）をあらかじめ整理しておく旨を明記

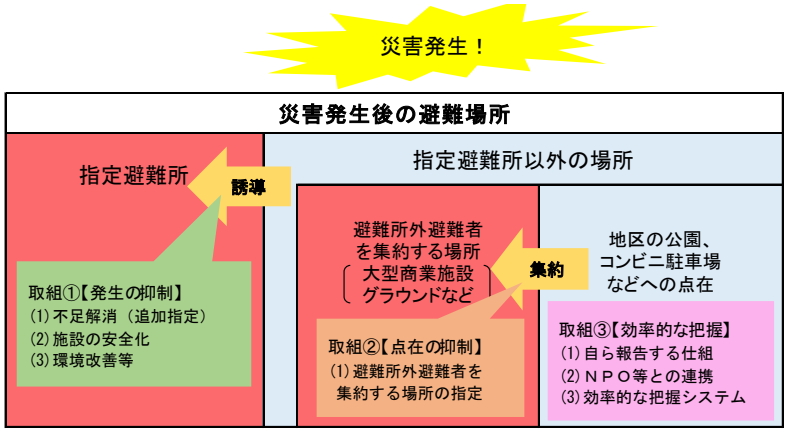

避難所外避難者対策の全体像イメージ

④避難所における感染症予防等の対策 ・・【計画 Ｐ１１３～】

●感染症流行時の避難所における感染症の予防・まん延防止のための対策を明記

○ 感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。

○ 避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

（２）町独自の修正

①避難所の運営について「避難所運営委員会」等の設立　・・【計画　P33～】

■避難所の運営について平時からの取り組み

●避難所の開設・運営に携わる地域住民や施設管理者および避難所担当職員等から構成される「避難所運営委員会」等を設立し、防災訓練等を通して、自主防災組織や被災者が運営できるような取組を推進する。

②・・【計画　Ｐ９７～】

■<u>災害対策本部　衛生対策部内に「要支援者対応班」を設置</u>・・【計画　P57～】

【分掌事務】
●避難行動要支援者の支援に関すること
●福祉避難所との連絡調整に関すること
●外国人被災者の状況及び避難状況の把握に関する事項（支援含む）
●高齢者福祉施設、障がい者施設及び児童福祉施設の被害調査に関すること